

市・県民税と所得税の申告	2 ~ 3
市職員の定員の状況	4
暮らしの情報	5 ~ 10
小学校の入学準備会	
おむつ代の医療費控除と高齢者の障害者控除	
市民の情報	10
相談案内	11

お知らせ版 2005. 1.25

●相談の90%以上を解決

センターに寄せられた相談は、解決に向けて話し合いなどが行われます。平成15年度は1年間で2,605件を解決しました。そして、センターに相談することで支払わずに済む金額は、毎年1～2億円にも上ります。

相談の事例

一人暮らしの高齢者宅に「床下の排水口を清掃する」と業者が訪問した。清掃を依頼したところ「床下にかびがたくさんあり、家が倒れてしまう」と言われた。心配になり、建物補修の高額な契約をしたが、後で不要な工事だったと分かった。相談を受けたセンターが介入し、契約を解除することができた。



困った、おかしい、どうして… そんなときは

消費生活センターに相談を

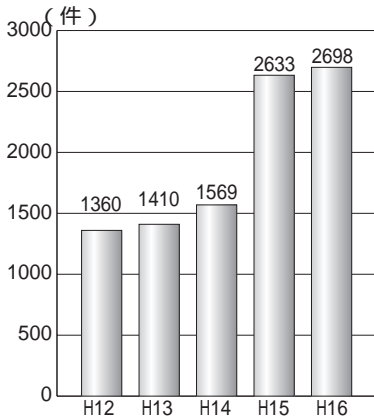
狭山市消費生活センターでは、衣食住など消費生活に関する契約のトラブルや商品の安全性などの苦情や問い合わせに、専門の相談員が応じ、解決のためのお手伝いをしています。少しでも気になることがありましたら、悩まずに消費生活センターへご相談ください。

■年々増える相談件数

巧妙・悪質化する手口

左のグラフは年度ごとの相談件数です。特に15年度は急増していますが、これは身に覚えのない、はがきや携帯メールなどによる、架空・不当請求に関する相談が増えたためで、1千85件全体の約41%を占めました。そして、16

■消費生活相談件数の推移



各年度。16年度のみ12月末現在

ワンポイント

1月、名古屋高裁金沢支部で、振り込め詐欺の相手の住所・氏名が不詳でも提訴が可能という決定がされました。これにより被害者の救済に向けた道が開けたと言えるでしょう。

年度は4月から12月までの9か月間で昨年1年間を超える2千698件の相談があり、1千491件約55%が架空・不当請求に関するものでした。最近

は手口も巧妙になり、心当たりのないメールにうっかり返信してしまい、相手に登録され支払いを求められる事例が多くなっています。さらには、はがきの差出人に裁判所や弁護士の名をかたる、悪質な手口もできています。

■ひとりで悩まないで

まずは消費生活センターに相談の内容によっては、警察への届け出が必要な場合もあります。消費生活センターでは、皆さんからの相談に専門の相談員がアドバイスしますので、まずはご相談ください。

●相談・問合せ月々金曜日の9時30分～15時30分に消費生活センター(中央図書館5階)へ 2954 7799